

八代市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準

1 趣旨

この運用基準は、電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この運用基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 電子入札システム 八代市契約規則（平成17年八代市規則第178号。以下「規則」という。）第2条第4号に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 入札情報公開サービスシステム 発注見通し、案件公告情報、入札及び契約の結果、有資格者、指名停止措置業者等の入札に関する情報をインターネット上に公開するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムにおいて、電磁的記録の送受信により行う入札をいう。
- (4) 紙入札 紙に記載した入札書を使用して行う入札をいう。
- (5) ICカード 電子認証事業者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (6) 電子くじ 入札参加者が任意に入力した数値及び処理時刻を用いた演算式により電子入札システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。

3 システムの利用時間

入札参加者が電子入札システム及び入札情報公開サービスシステムを利用できる時間は、次に掲げるシステムの区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。ただし、システムのメンテナンスに要する時間を除く。

- (1) 電子入札システム 6時から24時まで（八代市の休日を定める条例（平成17年八代市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除いた日の6時から24時までに限る。）
- (2) 入札情報公開サービスシステム 0時から24時まで

4 電子入札案件

4-1 対象入札方式

電子入札システムの対象となる入札方式は、建設工事及び建設コンサルタント業務における次に掲げる入札方式とする。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約

4-2 対象案件

電子入札案件（規則第2条第4号に規定する電子入札案件をいう。以下同じ。）の対象となる案件は、市が指定した案件とする。

4-3 入札情報公開サービスシステム

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表その他入札手続に必要な事項の公表は、原則として、入札情報公開サービスシステムにより行うものとする。

5 電子入札案件の登録

5-1 入札公告等における電子入札案件である旨の明示

電子入札案件の公告等を行う場合は、当該案件が電子入札案件である旨を明示するものとする。

る。

5-2 開札予定日等

電子入札案件の開札予定日は原則として入札書受付締切予定日の翌日（その日が休日に当たるときは、その翌日以後の日であってその日に最も近い休日でない日）とし、工事費内訳書の開封予定日は、開札予定日以後の日とする。

5-3 予定価格等の表記

予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の表記は、消費税相当額を除いた金額とする。

5-4 公告の日以後の案件の修正

公告の日以後において案件の登録情報の内容に錯誤が認められたときは、案件名の修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示すとともに、速やかに、新規の案件として改めて登録するものとする。この場合において、既に入札書等の提出を行った者に対しては、当該案件が錯誤案件である旨を電話又はファクシミリ（以下「電話等」という。）により連絡し、再度改めて登録した案件に対して入札書等の提出を行うよう依頼するものとする。

6 添付ファイル

6-1 電子ファイルの作成基準

(1) 入札参加者が競争参加資格確認申請書等（以下「参加申請書等」という。）に添付する資料及び工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト並びに保存するファイルの形式は、PDF形式とする。

(2) 一の案件に係る添付ファイルの容量は、3メガバイト以内とする。

6-2 添付ファイルが容量を超過する場合の取扱い

添付ファイルの容量が3メガバイトを超えるとときは、書留郵便による郵送又は持参（以下「郵送等」という。）による提出を認めるものとする。

6-3 郵送等による提出の方法

(1) 郵送等で添付ファイルを提出するときは、次に掲げる内容を記載した電子ファイルを添付ファイルとして、電子入札システムにより提出するものとする。

ア 郵送等で提出する旨及びその理由

イ 郵送等で提出する書類の目録

ウ 郵送等で提出する日

(2) 郵送等で提出する場合における締切の日時は、参加申請書等の受付締切予定日時とする。

6-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

(1) 入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明したときは、直ちに閲覧等を中止し、ウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話で連絡するとともに、再提出の方法について協議するものとする。

(2) 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全にウィルス駆除が行われたと判断されるときに限り認めるものとする。

7 入札書等

7-1 不備がある入札書の取扱い

入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び工事費内訳書の添付を指定した案件の入札書で工事費内訳書が添付されていないものは、無効とする。

7-2 入札書未到達の入札参加者の取扱い

入札書受付締切予定日時までに入札書が到達していないときは、当該入札参加者は入札に参加しなかったものとみなす。

7-3 提出された入札書等の取扱い

電子入札システムにより提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものと

する。紙入札により電子入札案件に参加したときも同様とする。

8 開札

8-1 開札

開札は、開札予定日時以降速やかに行うものとする。この場合において、紙入札による入札参加者がいるときは、入札執行職員の開札宣言後、紙の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録した後、開札を行うものとする。

8-2 工事費内訳書の内容確認

入札書に添付された工事費内訳書は、開札時に内容の確認を行うものとする。

8-3 開札の遅延等の連絡

開札が開札予定日時から著しく遅延するとき、若しくは開札を延期するとき、又は開札を中止するときは、電子入札システム又は電話等により入札参加者へ連絡を行うものとする。

8-4 くじの取扱い

- (1) 複数の入札参加者が落札者となるべき同価格の入札をしたときは、電子くじにより落札者の決定を行うものとする。
- (2) 電子くじは、入札参加者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号及び入札書到達日時の数字を使用して電子入札システムにおいて実施するものとする。
- (3) 電子入札案件における紙入札については、入札書に任意に記入したくじ番号及び入札書到達日時の数字を使用して電子くじを行うものとする。この場合において、入札書到達日時の順番と当該入札参加者の企業名称の五十音の順番が同一となるように、同一日に1分ずつの間隔において入札書が到達したものとして、入札書到達日時をそれぞれ設定するものとする。

9 入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い

9-1 電子入札システム利用届の提出

電子入札案件に電子入札システムにより参加しようとする者は、あらかじめ八代市電子入札システム利用届（様式第1号）を市に提出した上で、電子入札システムによりICカードの利用者登録を行うものとする。

9-2 登録状況報告書の提出

電子入札システムによりICカードの利用者登録を行った者（以下「電子入札システム利用者」という。）は、八代市電子入札システムICカード登録状況報告書（様式第2号。以下「登録状況報告書」という。）により登録した内容を市に報告しなければならない。

9-3 電子入札システムに登録できるICカード

- (1) 電子入札システムに登録することができるICカードは、八代市競争入札参加資格審査申請要領（平成18年11月27日 部長専決）等の規定に基づき、資格を有すると認められた者が所有しているものとする。
- (2) ICカードの名義は、代表者又は代表者から入札、見積及び契約の権限について委任を受けた者（復代理人を除く。以下「受任者」という。）とする。
- (3) 受任者名義のICカードは、事前に市に委任状を提出したものに限り認めるものとする。

9-4 ICカードの登録の制限等

- (1) 一の企業において、複数の名義のICカードを登録することは、できない。
- (2) 同一のICカードを複数企業で登録することは、できない。
- (3) 一の企業は、同一の内容のICカードを複数枚登録することができる。

9-5 ICカードの失効等

- (1) 電子入札システム利用者は、登録しているICカードが破損、紛失、失効等により使用できなくなったときは、速やかに登録状況報告書を市に提出しなければならない。
- (2) 電子入札システム利用者は、企業の名称又は住所、名義人、名義人の住所等に変更があっ

たために登録してあるICカードが使用できなくなったときは、速やかに登録状況報告書を市に提出しなければならない。

9-6 ICカードの更新登録

ICカードを再度取得したときは、電子入札システムにより更新登録を行うとともに、登録状況報告書を提出しなければならない。

9-7 経常建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

- (1) 経常建設工事共同企業体（以下「経常JV」という。）のICカードは、経常JVの代表構成員の受任者名義のものとする。
- (2) 経常JVのICカードは、経常JVの代表構成員単体のICカードとして使用することはできないものとする。

9-8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）のICカードは、特定JVの代表構成員の代表者又は受任者名義のものとする。
- (2) 特定JVのICカードは、特定JVの代表構成員単体のICカードとして登録したものを使用するものとする。

9-9 ICカードが不正使用された場合の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用したことが判明したときは、当該入札への参加を認めないものとする。この場合において、当該不正使用の判明が落札決定後であるときは、落札決定の取消し、契約締結の保留、契約の解除等の措置をとるものとする。

9-10 権限のない者のICカードが使用された場合の取扱い

入札、見積及び契約の権限のない者のICカードを使用して提出された参加申請書等又は入札書は、無効とする。

10 紙入札による電子入札案件への参加

10-1 電子入札システム利用者の紙入札への変更

- (1) 電子入札システム利用者が、次に掲げる場合のいずれかに該当することにより電子入札案件に対して当初から又は手続きの途中から紙入札に変更しようとするときは、入札書受付締切予定日時までに八代市電子入札システム紙入札移行承認願（様式第3号）を市に郵送等により提出し、承認を得なければならない。
 - ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められるとき。
 - イ 前記9-5（1）又は（2）に規定する場合に該当したことによりICカードが使用できなくなり、ICカードの再取得の準備をしているとき。

10-2 紙入札による電子入札案件への参加方法

電子入札案件に紙入札により参加する場合における参加申請書等又は入札書の提出方法は、八代市競争契約入札心得（平成17年八代市告示第134号）等の規定による。

11 発注者側のシステム障害時の対応

発注者側のシステムに障害が発生し、開札が実施できないときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める措置をとるものとする。

- (1) 短時間で障害が復旧する見込みがあるとき 入札書受付締切予定日時及び開札予定日時（以下「入札書受付締切予定日時等」という。）を延長し、直ちに入札参加者にその旨を電話等により連絡するものとする。
- (2) 障害の復旧に長時間を要し、変更後の入札書受付締切予定日時等を決定できないとき 入札参加者にその旨を電話等により連絡し、変更後の入札書受付締切予定日時等については、決定後速やかに電話等で連絡するものとする。

(3) 当分の間障害の復旧の見込みがないとき 紙入札に変更し、直ちに入札参加者にその旨を電話等により連絡するものとする。

1.2 入札参加者側のシステム障害時等の対応

(1) 入札参加者からシステム障害のために電子入札システムを利用できない旨の申出があったときは、障害の原因、内容、復旧見込み等について確認を行うものとする。

(2) 確認の結果、一部又は全部の入札参加者側のシステムに発生した障害が天災、停電、通信障害等の入札参加者側に起因しないものと認められたときは、前記1.1の規定の例により措置をとることができるものとする。

1.3 その他

この運用基準に定めるもののほか、電子入札システムに関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この運用基準は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年7月1日から施行する。